



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法</li> </ul> <p>第15条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎市職員の任用に関する規則</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員の育児休業等に関する法律</li> </ul> <p>第6条 任命権者は、第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法により当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第2号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該請求に係る期間を任用の期間(以下この条及び第十八条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用</li> <li>2 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</li> <li>・ 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則</li> </ul> |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・ 地方公務員法</p> <p>第28条の2 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日(以下「定年退職日」という。)に退職する。</p> <p>2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。</p> <p>第28条の4 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等(第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。</p> |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・地方公務員法<br/>第22条の2 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。</p> <p>1 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの</p> <p>2 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの</p> <p>・雇用保険法<br/>(目的)<br/>第1条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>・健康保険法<br/>(目的)<br/>第1条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第一号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・地方公務員法</p> <p>第17条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。</p> <p>第21条の3 職員の昇任は、任命権者が、職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。</p> <p>・茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則</p> <p>第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表(別表第2)に定めるとおりとする。</p> <p>第41条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</p> |





|            |             |
|------------|-------------|
| 法的<br>実施根拠 | あり          |
| 根拠法令<br>抜粋 | 麻薬及び向精神薬取締法 |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法</li> </ul> <p>第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。</li> <li>3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。</li> <li>4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</li> <li>5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則</li> </ul> <p>第10条の2 任命権者は、職員に対し、時間外勤務を命ずる場合には、次に定める時間(以下この条において「限度時間」という。)の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間</li> <li>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、限度時間を超えて時間外勤務を命ずる特別の事情がある場合には、次に定める時間及び月数(以下この条において「上限時間等」という。)の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満</li> <li>(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</li> <li>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間</li> <li>(4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茅ヶ崎市職員の服務に関する条例</li> <li>・ 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</li> <li>・ 茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則</li> </ul> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・ 地方公務員法</p> <p>第23条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。</p> <p>2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。</p> <p>第23条の2 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。</p> <p>2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市職員人事評価規程</p> <p>第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定めるもののほか職員の人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・ 地方公務員法<br/>(研修)</p> <p>第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。</p> <p>2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。</p> |





|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・ 地方公務員法<br/>(交渉)</p> <p>第55条 1 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。</p> <p>・ 労働基準法<br/>(時間外及び休日の労働)</p> <p>第36条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・地方公務員法<br/>(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)<br/>第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。<br/>2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。<br/>3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。<br/>4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。<br/>5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</p> <p>・茅ヶ崎市職員給与条例<br/>(趣旨)<br/>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員(同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>・児童手当法<br/>(公務員に関する特例)<br/>第17条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。<br/>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人に勤務する者を除く。)<br/>当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。))又はその委任を受けた者<br/>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。)<br/>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者)<br/>2 第七条第三項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。<br/>3 第一項の規定によつて読み替えられる第七条第一項の認定を受けた者については、第八条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。</p> <p>・所得税法<br/>(年末調整)<br/>第190条 給与と所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるものに対し、その提出の際に經由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合(その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。)において、同号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・ 地方公務員法<br/>(厚生制度)</p> <p>第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市職員被服貸与規則<br/>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるものを除き、茅ヶ崎市職員定数条例(昭和24年茅ヶ崎市条例第29号)第2条に規定する職員(消防職員を除く。以下「職員」という。)に対し、予算の範囲内で職務の執行上必要な被服を貸与することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(被貸与者、貸与品及び貸与期間等)</p> <p>第2条 被服を貸与される職員(以下「被貸与者」という。)の範囲、貸与される被服等(以下「貸与品」という。)の種類、数量及び貸与期間は別表のとおりとする。(別表に貸与品が定められている)</p> |





|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・労働安全衛生法<br/>(事業者等の責務)</p> <p>第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <p>(衛生委員会)</p> <p>第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。</p> <p>一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。<br/>二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。<br/>三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。<br/>四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項</p> <p>2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第1号の者である委員は、一人とする。</p> <p>一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外のもので当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者<br/>二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者<br/>三 産業医のうちから事業者が指名した者<br/>四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者</p> <p>3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。</p> <p>4 前条第3項から第5項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1号の委員」とあるのは、「第18条第2項第1号の者である委員」と読み替えるものとする。</p> <p>・労働安全衛生法<br/>(健康診断)</p> <p>第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。</p> <p>(心理的な負担の程度を把握するための検査等)</p> <p>第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかななければならない。</p> <p>5 事業者は、第3項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。</p> |



|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>  |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・地方公務員法<br/>(公務災害補償)<br/>第45条 職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。</p> <p>2 前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。</p> <p>3 前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。</p> <p>一 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に関する事項</p> <p>二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間又は船員である職員の公務による行方不明の期間におけるその職員の所得の喪失に対する補償に関する事項</p> <p>三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項</p> <p>四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項</p> <p>4 第二項の補償に関する制度は、法律によつて定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>・地方公務員災害補償法<br/>(設置)<br/>第3条 職員についてこの法律(第七章を除く。)に定める補償を実施し、並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(以下この項及び第47条において「被災職員」という。)の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うため、地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 基金は、法人とする。<br/>(地方公共団体等の便宜の供与)<br/>第13条 地方公共団体の機関又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の理事長は、基金の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される者をして基金の業務に従事させることができる。</p> <p>2 地方公共団体の機関は、基金の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で基金の利用に供することができる。</p> <p>・茅ヶ崎市職員の公務災害等見舞金等に関する条例<br/>(趣旨)<br/>第1条 この条例は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、身体障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害を受けた場合において、職員又はその遺族に対して支給する公務災害等見舞金等(以下「見舞金等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。<br/>(見舞金等の種類)<br/>第3条 見舞金等の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡見舞金<br/>(2) 遺族特別援護金<br/>(3) 障害見舞金<br/>(4) 障害特別援護金<br/>(5) 傷病見舞金</p> <p>・労働者災害補償保険法<br/>第一章 総則<br/>第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者(以下「複数事業労働者」という。)の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>第二条 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。<br/>第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。<br/>第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。<br/>② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一に掲げる事業を除く。)については、この法律は、適用しない。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・地方公務員法<br/>(共済制度)<br/>第43条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。<br/>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する退職年金に関する制度が含まれていなければならない。<br/>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。<br/>4 第1項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。<br/>5 第1項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。<br/>6 第1項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</p> <p>・地方公務員等共済組合法<br/>(目的)<br/>第1条 この法律は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済組合の制度を設け、その行うこれらの給付及び福祉事業に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とし、あわせて地方団体関係団体の職員の年金制度等に関して定めるものとする。<br/>(略)<br/>(設立)<br/>第3条 次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合(次項に規定する都市職員共済組合を含み、以下「組合」という。)を設ける。<br/>(略)<br/>六 指定都市以外の市及び町村の職員(第2号に掲げる者を除く。) 都道府県の区域ごとに、市町村職員共済組合<br/>(略)<br/>(組合の業務)<br/>第3条の2 組合は、次に掲げる業務を行う。<br/>一 短期給付の決定及び支払<br/>二 長期給付の裁定又は決定及び支払<br/>三 厚生年金保険給付組合積立金(第24条に規定する厚生年金保険給付組合積立金をいう。)及び退職等年金給付組合積立金(第24条の2に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。)の積立て<br/>四 業務上の余裕金の管理及び運用<br/>五 掛金及び厚生年金保険法第81条第1項の規定による保険料の徴収<br/>六 前各号に定めるもののほか、厚生年金保険法その他の法律により組合が行うものとされた業務<br/>2 組合は、前項に定めるもののほか、福祉事業を行うことができる。<br/>(地方公共団体の便宜の供与)<br/>第18条 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その所属の職員その他地方公共団体に使用される者をして組合の業務に従事させることができる。<br/>2 地方公共団体の機関は、組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で組合の利用に供することができる。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>医師法<br/>〔臨床研修〕<br/>第十六条の二 診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。<br/>2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定した病院が臨床研修を行うについて不適当であると認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。<br/>3 厚生労働大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かななければならない。<br/>4 第一項の規定の適用については、外国の病院で、厚生労働大臣が適当と認めたものは、同項の厚生労働大臣の指定する病院とみなす。<br/>医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）（抄）<br/>（趣旨）<br/>第一条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「法」という。）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）に関しては、この省令の定めるところによる。<br/>（臨床研修の基本理念）<br/>第二条 臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。<br/>（臨床研修病院の指定）<br/>第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。<br/>一 基幹型臨床研修病院 他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であつて、当該臨床研修の管理を行うもの。<br/>二 協力型臨床研修病院 他の病院と共同して臨床研修を行う病院であつて、前号に該当しないもの。<br/>（基幹型臨床研修病院の指定の申請手続）<br/>第四条 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の六月三十日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。<br/>一 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）<br/>二 管理者の氏名<br/>三 名称及び所在地<br/>四 医師の員数<br/>五 診療科名<br/>六 救急医療の提供の実績<br/>七 病床の種別ごとの病床数<br/>八 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数<br/>九 前年度の病床の種別ごとの平均在院日数<br/>十 前年度の臨床病理検討会（個別の症例について病理学的見地から検討を行うための会合をいう。以下同じ。）の実施状況<br/>十一 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要<br/>十二 研修管理委員会（臨床研修の実施を統括管理する機関をいう。以下同じ。）の構成員の氏名、所属する団体の名称及び当該団体における役職名<br/>十三 研修プログラム（臨床研修の実施に関する計画をいう。以下同じ。）の名称及び概要<br/>十四 プログラム責任者（研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医<br/>2<br/>る医師をいう。以下同じ。）に対する助言、指導その他の援助を行う者をいう。以下同じ。）の氏名<br/>十五 臨床研修指導医（研修医に対する指導を行う医師をいう。以下「指導医」という。）の氏名及び担当分野<br/>十六 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法<br/>十七 研修医の処遇に関する事項<br/>十八 その他臨床研修の実施に関し必要な事項。<br/>2 臨床研修病院（法第十六条の二第一項の指定を受けた病院をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者が二以上の研修プログラムを設けようとする場合には、前項第十三号から第十七号までに掲げる事項は、研修プログラムごとに記載しなければならない。<br/>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び臨床研修病院群（共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類を添えなければならない。<br/>一 研修プログラム<br/>二 研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、当該研修協力施設に係る第一項第一号から第三号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項（当該研修協力施設が医療機関である場合にあっては、これらに加えて、同項第五号から第十一号までに掲げる事項）並びに研修医の指導を行う者の氏名及び担当分野を記載した書類（臨床研修病院の指定を受けようとする者が二以上の研修プログラムを設けようとする場合には、同項第十七号に掲げる事項並びに研修医の指導を行う者の氏名及び担当分野は、研修プログラムごとに記載しなければならない。）<br/>三 その他臨床研修の実施に関し必要な書類<br/>（協力型臨床研修病院の指定の申請手続）<br/>第五条 前条の規定は、協力型臨床研修病院の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十三号から第十七号まで」とあるのは「前項第十四号から第十七号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類及び臨床研修病院群（共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（以下「大学病院」という。）以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。</p> |





| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市自治基本条例</p> <p>第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するように努めること。</p> <p>(2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるように努めること。</p> |



|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><b>法的<br/>実施根拠</b></p> | <p style="text-align: center;">あり</p>   |
| <p style="text-align: center;"><b>根拠法令<br/>抜粋</b></p> | <p>医療法施行規則</p> <p>第一条の十四 法第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法(昭和二十二年法律第一〇号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。</p> <p>一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であるときはその旨(臨床研修修了登録証(開設者が医師法(昭和二十三年法律第二〇一号)第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二〇二号)第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあつては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証)を提示し、又はそれらの写しを添付すること。)</p> <p>二 名称</p> <p>三 開設の場所</p> <p>四 診療を行おうとする科目</p> <p>五 開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法</p> <p>六 開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であつて現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨</p> <p>七 開設者が臨床研修修了医師又は臨床研修修了歯科医師であつて、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨</p> <p>八 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員</p> <p>九 敷地の面積及び平面図</p> <p>十 敷地周囲の見取図</p> <p>十一 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病室に係る病室があるときは、これを明示すること。)</p> <p>十二 病院については、法第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる施設の有無及び構造設備の概要</p> <p>十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十一号及び第十二号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>十三 歯科医業を行う病院又は診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要</p> <p>十四 病院又は病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数</p> <p>十五 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条約</p> <p>十六 開設の予定年月</p> <p>(略)</p> <p>3 病院を開設した者又は臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師でない者で診療所を開設したものが、法第七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、第一項第五号、第八号、第九号及び第十一号から第十四号までに掲げる事項とする。ただし、同項第十四号に掲げる事項を変更しようとする場合において、病室の病床数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。</p> <p>4 前項の者が、令第四条第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第十四号及び第十五号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項については、前項ただし書に規定するときに係るものに限る。)並びに第二項各号に掲げる事項(病院に係るものに限る。)とする。</p> <p>5 法第七条第三項の規定によつて病床の設置の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項(当該許可の申請が一般病床のみに係るものである場合においては、第三号に掲げる事項に限る。)を記載した申請書を当該診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 医師、看護師その他の従業者の定員</p> <p>二 法第二十一条第二項第二号及び第三号に掲げる施設の構造設備の概要</p> <p>三 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数</p> <p>6 診療所に病床を設置した者が、法第七条第三項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項各号に掲げる事項(当該許可により当該診療所に一般病床のみを有することとなる場合においては、第三号に掲げる事項に限る。)とする。</p> <p>7 法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間(六月以内の期間に限る。)に係る場合に限る。</p> <p>一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第三十条の七第二項第二号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p> <p>二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。</p> <p>三 前二号に規定する診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床又は一般病床の病床数を増加させようとするとき(次号に掲げる場合を除く。))。</p> <p>四 診療所に療養病床又は一般病床を設置した者が、第五項第三号に掲げる事項を変更しようとする場合において、療養病床若しくは一般病床の病床数を減少させようとするとき又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更しようとするとき。</p> <p>五 都道府県の区域内において診療所を開設した者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。</p> <p>8 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当し、診療所に療養病床又は一般病床を設けた者が、令第三条の三の規定により、都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号(当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号)に掲げる事項とする。</p> <p>9 第七項第三号又は第四号に掲げる場合に該当し、療養病床若しくは一般病床の病床数又は療養病床若しくは一般病床に係る病室の病床数を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号(当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号)に掲げる事項とする。</p> <p>10 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所に病床を設けた者が、令第三条の三の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号(当該病床が一般病床の場合にあつては、同項第三号)に掲げる事項とする。</p> <p>11 第七項第五号に掲げる場合に該当し、診療所の病床数、病床の種別の変更その他第五項各号に掲げる事項を変更した者が、令第四条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない事項は、第五項各号に掲げる事項とする。</p> <p>12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分(以下「病床の機能区分」という。)のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域(法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画(以下単に「医療計画」という。))において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。)における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量(第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。)に達していないものに係る医療を提供することとする。</p> |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |





|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・医療法</p> <p>第三章 医療の安全の確保</p> <p>第一節 医療の安全の確保のための措置</p> <p>第六条の九 国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>第六条の十 病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。</p> <p>2 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たっては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族又は医療事故に係る死産した胎児の父母その他厚生労働省令で定める者（以下この章において単に「遺族」という。）に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。</p> <p>第六条の十一 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査（以下この章において「医療事故調査」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 病院等の管理者は、医学医術に関する学術団体その他の厚生労働大臣が定める団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。次項及び第六条の二十二において「医療事故調査等支援団体」という。）に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求めるものとする。</p> <p>3 医療事故調査等支援団体は、前項の規定により支援を求められたときは、医療事故調査に必要な支援を行うものとする。</p> <p>4 病院等の管理者は、医療事故調査を終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その結果を第六条の十五第一項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。</p> <p>5 病院等の管理者は、前項の規定による報告をするに当たっては、あらかじめ、遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りでない。</p> <p>第六条の十二 病院等の管理者は、前二条に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院等における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。</p> |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |





|            |    |
|------------|----|
| 法的<br>実施根拠 | なし |
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来茅ヶ崎市立病院に勤務する有能な保健師、助産師及び看護師(以下「看護職員」という。)を育成するため、茅ヶ崎市看護師等奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(平12条例2・平14条例7・平23条例17・一部改正)</p> <p>(奨学金の貸付け)</p> <p>第2条 市は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条から第21条までの規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した大学、学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者で、次に掲げる条件を備えたものに奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>(1) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。</p> <p>(2) 養成施設を卒業した後、看護職員として茅ヶ崎市立病院に勤務する意思を有すること。</p> <p>2 前項の奨学金には、利子を付さない。</p> <p>(平12条例41・平14条例7・平23条例17・一部改正)</p> <p>(奨学生の選考)</p> <p>第3条 市長は選考によって奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定する。</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第4条 奨学金の額は、月額50,000円とする。</p> <p>(平14条例7・一部改正、平23条例17・全改)</p> <p>(貸付期間)</p> <p>第5条 奨学金の貸付期間は奨学生として決定された日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までとする。</p> <p>(貸付の休止)</p> <p>第6条 市長は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の貸付けを休止することができる。</p> <p>(貸付の廃止)</p> <p>第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを廃止することができる。</p> <p>(1) 養成施設を退学し、または退学させられたとき。</p> <p>(2) 奨学生であることを辞退したとき。</p> <p>(3) 疾病等のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(4) 停学の処分を受けたとき。</p> <p>(5) 学業成績または性行が著しく不良となったと認められるとき。</p> <p>(6) 虚偽その他不正な方法により奨学金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。</p> <p>(7) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>(返還の義務)</p> <p>第8条 奨学金の貸付けを受けた者は貸付けを受けた奨学金の全額を返還しなければならない。</p> <p>2 奨学金の返還の時期及び方法は、市長が定める。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第9条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には当該事情が継続している間、奨学金の返還を猶予することができる。</p> <p>(1) 看護職員として茅ヶ崎市立病院に勤務しているとき。</p> <p>(2) 進学、被災、その他特別の事情により市長が必要と認めるとき。</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 第8条の規定にかかわらず、市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することになった場合には、奨学金返還の債務の全部または一部を免除することができる。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間、看護職員として茅ヶ崎市立病院に勤務したとき。</p> <p>(3) 疾病等、その他特別の事情により貸付けを受けた奨学金を返還する能力を失ったと認められるとき。</p> <p>(4) 前各号との均衡上、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>(遅延利息の徴収)</p> <p>第11条 奨学生が正当な理由がなくて、奨学金を返還すべき日までに返還しなかった場合においては、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合をもって計算した遅延利息(10円未満の端数は切り捨てる。)を徴収することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> |





|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・医療法</p> <p>第二十一条 病院は、厚生労働省令（第一号に掲げる従業者（医師及び歯科医師を除く。）及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例）の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。</p> <p>一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者</p> <p>二 各科専門の診察室</p> <p>三 手術室</p> <p>四 処置室</p> <p>五 臨床検査施設</p> <p>六 エックス線装置</p> <p>七 調剤所</p> <p>八 給食施設</p> <p>九 診療に関する諸記録</p> <p>十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設</p> <p>十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室</p> <p>十二 その他都道府県の条例で定める施設</p> <p>・医療法施行規則</p> <p>第二十条 法第二十一条第一項第二号 から第六号 まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。</p> <p>十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿並びに入院診療計画書とする。</p> <p>・医療法施行令<br/>(病院報告の提出)</p> <p>第四条の八 病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その管理する病院に係る患者の状況その他の事項に関する報告書（以下この条において「病院報告」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 病院報告は、厚生労働省令で定めるところにより、病院の所在地を管轄する保健所の長に提出するものとする。</p> <p>3 病院報告の提出を受けた保健所の長は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を当該保健所の所在地の都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による病院報告の送付は、保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長を経由して行うものとする。</p> <p>5 第三項の規定により病院報告の送付を受けた都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院報告を厚生労働大臣に送付しなければならない。</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・茅ヶ崎市病院事業の管理等に関する規則<br/>(病院幹部会議)</p> <p>第13条 病院運営の適正化を図るため、病院幹部会議を設けることができる。</p> <p>2 病院幹部会議は、院内規程の制定改廃、予算の執行計画その他病院の管理上必要な事項について審議する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、病院幹部会議の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が定める。</p> |



|            |  |
|------------|--|
| 法的<br>実施根拠 | あり   |
| 根拠法令<br>抜粋 | <ul style="list-style-type: none"><li>・消防法第8条第1項</li><li>・消防法施行令第3条の2第2項</li><li>・消防法施行規則第3条第10項</li></ul> |